

## 令和4年度 大和高田市立幼稚園 園児募集要項

### 募集期間及び時間

令和3年10月18日（月）から令和3年10月22日（金）  
午前9時から午後5時までの間

### 募集人数

|        | 3歳児クラス | 4歳児クラス | 5歳児クラス |
|--------|--------|--------|--------|
| 片塩幼稚園  | 30名    | 22名    | 20名    |
| 浮孔幼稚園  | 30名    | 14名    | 20名    |
| 磐園幼稚園  | 30名    | 20名    | 23名    |
| 陵西幼稚園  | 30名    | 26名    | 21名    |
| 菅原幼稚園  | 30名    | 16名    | 15名    |
| 浮孔西幼稚園 | 30名    | 17名    | 11名    |

5歳児クラス 平成28年4月2日生から平成29年4月1日まで  
4歳児クラス 平成29年4月2日生から平成30年4月1日まで  
3歳児クラス 平成30年4月2日生から平成31年4月1日まで

※応募した幼稚園において、申込者多数により入園できなかった方は、他の幼稚園の入園定員に空きがあれば、希望により入園することができます。

※本募集で3歳・4歳児クラスが定員に達した場合、次年度の4歳・5歳児クラスの募集を行わない場合があります。

※3歳児クラスにおいて、園児数が20人を超えた場合は、2クラスに分けて保育を行います。ただし、募集期間内に申込者数が20人を超えなかった場合は、1クラス運営とするため、20人を超えての追加の募集は行いません。

※園児の入園・退園などにより、募集園児数が変動することがあります。

※申込者数が募集人員を超えた場合は、募集期間内の申込者の中から下記優先順位により入園決定をします。優先順位によっても募集人員を超えた場合、抽選により決定いたします。

### 【優先順位】（基準日：10月1日）

第一優先順位 兄弟・姉妹がすでに当該幼稚園に在園（現5歳児は除く）している者

第二優先順位 当該小学校区に在住する者及び通園距離が0.5km未満の者

第三優先順位 通園距離が1.0km未満の者

第四優先順位 通園距離が1.5km未満の者

第五優先順位 通園距離が2.0km未満の者

【裏面へつづく】

## 申込先及び提出物

以下の書類を第一希望の幼稚園に提出してください。

※2か所以上の施設（幼稚園・保育所・こども園）を同時に第一希望とすることはできません。

### ■必ず必要なもの

1. 入園願書
2. 教育・保育給付認定申請書

※書類の作成には印鑑、入園する子ども・保護者およびその配偶者のマイナンバーの記入が必要です。

※提出の際に、提出者の本人確認書類、保護者のマイナンバー確認書類を持参してください。

### ■該当者のみ必要なもの（副食費の免除対象者の判定に必要な書類/詳しくは下部に記載）

3. 令和3年度市町村民税（非）課税証明書（※令和3年1月1日に大和高田市に住民票がなかった方）

## 保育時間

月曜日～金曜日・・・午前8時30分～午後2時

※新入園児は、園生活に慣れるまでの一定期間は、午前中のみ保育とし、給食は実施しません。詳しくは、各園でご確認ください。

預かり保育・・・教育時間終了後から午後5時まで

## 費用

- 【保育料】 無償
- 【給食費】 月額4,100円（ただし、一定の要件を満たす方は、月額700円（※））
- 【預かり保育】 平日（長期休業日を除く）1回300円（利用者のみ）  
長期休業日（4時間以下）1回400円（4時間を超える）1回800円

※預かり保育の利用料の一部または全部が無償化される制度があります。対象となるのは保護者及び配偶者が就労等により家庭で子どもを保育することが困難な世帯です。申請方法等は入園決定後にお知らせします。

- 【その他】 保育材料等の諸費が必要

### （※）給食費の減額について

以下の要件のいずれかを満たす子どもは、給食費のうち副食費分（3,400円）の負担が免除されます。

#### ■要件①

- 4月～7月分給食費・・・前年度の市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯であること  
9月～翌年3月分給食費・・・当年度の市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯であること

- ※1. 配偶者にも市町村民税が課税されている場合は、その税額も合算し、副食費徴収免除対象者を判定します。また、同居の祖父母等が「家計の主宰者」と判断された場合は、祖父母の市町村民税額も合算します。  
※2. 市町村民税所得割額を適用する際、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、寄附金控除等、適用されない控除があります。それらの控除前の税額で判定します。

#### ■要件②

要件①に関わらず、小学校3年生以下の子どもからカウントし、幼稚園に通う第3子以降である子ども

<問い合わせ先>大和高田市 保育幼稚園課  
大和高田市大 98 番地 4（大和高田市役所 2 階）  
TEL 0745-22-1101（内線 2581、2582）